



# 鳥取県公報

平成16年10月19日(火)  
第7630号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (769) (障害福祉課) ..... 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (770) ( " ) ..... 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (771) ( " ) ..... 2
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (74) ..... 3
雑 報	河川法による工作物の除却及び保管 (河川課) ..... 3

## 告 示

### 鳥取県告示第769号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人 羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会障害児居宅介護事業所	東伯郡羽合町大字長瀬584	居宅介護	平成16年 9月30日
社会福祉法人 泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	社会福祉法人泊村社会福祉協議会障害児居宅介護事業所	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	〃	〃
社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会障害児居宅介護事業所	東伯郡東郷町大字旭83	〃	〃

### 鳥取県告示第770号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支

援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所	東伯郡羽合町大字長瀬584	居宅介護	平成16年9月30日
〃	〃	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会身体障害者デイサービス事業所	〃	デイサービス	〃
社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	社会福祉法人泊村社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	居宅介護	〃
社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所	東伯郡東郷町大字旭83	〃	〃

#### 鳥取県告示第771号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人羽合町社会福祉協議会	東伯郡羽合町大字長瀬584	社会福祉法人羽合町社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所	東伯郡羽合町大字長瀬584	居宅介護	平成16年9月30日
社会福祉法人泊村社会福祉協議会	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	社会福祉法人泊村社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所	東伯郡泊村大字泊1085 - 1	〃	〃
社会福祉法人東郷町社会福祉協議会	東伯郡東郷町大字旭83	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所	東伯郡東郷町大字旭83	〃	〃

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第74号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設すこやか</td> <td>八頭郡郡家町大字宮谷123</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>介護老人保健施設かわはら</td> <td>八頭郡河原町大字稲常463</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設すこやか	八頭郡郡家町大字宮谷123	介護老人保健施設かわはら	八頭郡河原町大字稲常463	略		<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設すこやか</td> <td>八頭郡郡家町大字宮谷123</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設すこやか	八頭郡郡家町大字宮谷123	略	
施設名	所在地																		
略																			
介護老人保健施設すこやか	八頭郡郡家町大字宮谷123																		
介護老人保健施設かわはら	八頭郡河原町大字稲常463																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
介護老人保健施設すこやか	八頭郡郡家町大字宮谷123																		
略																			

## 雑 報

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項及び第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた次の工作物を除去し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成16年10月19日

国土交通省中国地方整備局長 望 月 常 好

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
普通自動車 1台  
トヨタ クラウン 塗装白色 車台番号G S 131 - 174620
- 2 保管した工作物が放置されていた場所  
米子市八幡地先（1級河川日野川水系日野川）
- 3 保管した工作物を除去した日時

平成16年 9月21日 (火) 午前10時

4 保管を開始した日時

平成16年 9月21日 (火) 午前11時

5 保管の場所

米子市古豊千678 (国土交通省日野川河川事務所)

6 費用負担

当該工作物の除去、保管、返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。

7 実施機関及び問合せ先

この公示に係る工作物の返還等は、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所がこれを行う。

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所

所在地 米子市古豊千678

電 話 0859 - 27 - 5484 (代表)